次のとおりとし、10月1日以後に開始する事業年度から適用します。

■税率
現行：９・７％
改正：６・０％

■お問い合わせ
税制改正の詳細については、総務省のホームページ、国税庁のホームページ、財務省のホームページをご覧ください。

税制改正に関して詳しいことは、
税務住民課
税務・収納グループ
ふるさと納税に関して詳しいことは、
政策推進課
☎４－２５１１
までお問い合わせください。

税のお知らせ

■国民健康保険税　低所得世帯に対する軽減額が変わります。

平成31年度の保険税から軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について次のとおり変更になります。

２割軽減世帯…33万円+51万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）
基準金額50万円から51万円になります。
５割軽減世帯…33万円+28万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）
基準金額27万5千円から28万円になります。
７割軽減世帯…世帯の総所得金額33万円以下で変更はありません。

■国民健康保険税　医療給付費の課税限度額が変わります。

皆さんに納めていただく保険税は、医療給付費・後期高齢者支援金・介護納付金の３本立ての構成になっておりますが、次のとおり医療給付費の課税限度額が変更になります。

平成30年度

医療給付費	
課税限度額	58万円
後期高齢者支援金	
課税限度額	19万円
介護納付金	
課税限度額	16万円

平成31年度

医療給付費	
課税限度額	61万円
後期高齢者支援金	
課税限度額	19万円
	で変更ありません。
介護納付金	
課税限度額	16万円
	で変更ありません。

保険税は、世帯員の所得割（前年の所得に応じた額）・資産割（固定資産税額に応じた額）・均等割（被保険者１人あたりの額）・平等割（１世帯当たりの額）で計算されています。
※平成31年度保険税は８月中旬頃に通知します。

■お問い合わせ
税務住民課
税務・収納グループ
☎４－２５１１内線１１５
☆４－２５１１０３

保健福祉課
福祉・子育て支援グループ
☎４－２５１１内線１２４
☆４－２５１１０４

税のお知らせ

●後期高齢者医療からのお知らせ

医療保険料の見直しについて

■低所得者に対する軽減額が変わります。

これまで後期高齢者医療保険料が９割軽減となっていた方（※注）は、今年度、保険料均等割が９割軽減から８割軽減に変わります。これにより納付額は、月平均で４２０円から８４０円になります。

今年度８割軽減になる方については、来年度（令和２年度）は、制度本来の仕組みである７割軽減に戻ります。

この軽減割合に基づく平成31年度の保険料額は、「保険料額決定通知書」により、８月中旬に個別に通知します。詳しくは次の担当までお問い合わせください。

（※注）世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額が33万円以下かつ世帯の被保険者全員の各種所得がない方（年金収入の場合、80万円以下の方）

■お問い合わせ
北海道後期高齢者医療広域連合
☎０１１－２９０－５６０１

税務住民課
税務・収納グループ
☎４－２５１１内線１１５
☆４－２５１１０３